

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正後

改正前

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料（第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条及び第二十三条の九の五において同じ。）の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

〔一・二 略〕

〔一・二 同上〕

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額（第二種指定電気通信設備との接続に關し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次号、次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法（案分方法を含む。））

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の責任に関する事項

〔五 略〕

〔五 同上〕

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

〔一・二 同上〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。

第三号の二及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二

次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくは

十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

三の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システムに関して、他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

三の三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通信役務の提供に用いられるSIMカードの種類及び機能

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障について、その影響を受けるおそれのある他事業者への通知及びその利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者が負うべき責任に関する事項

〔六〇十 略〕

〔二 略〕

（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇四 略〕

五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる前号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者との次に掲げる事項

イ 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件

ロ 提供卸電気通信役務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件

様式第17の4の2（第23条の9の3関係）

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

〔新設〕

〔新設〕

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第九条第三項の規定を準用する。）

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

〔六〇十 同上〕

〔二 同上〕

（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇四 同上〕

〔新設〕

様式第17の4の2（第23条の9の3関係）

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

【表 略】

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同項第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同項第 4 号に掲げる機能をいう。

【注 2・3 略】

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

【表 略】

注 1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 1 号に掲げる部分の接続料をいう。

【注 2～4 略】

2 の 2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

注 1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 2 号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

2 の 3 データ伝送交換機能の S I Mカード枚数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		

【表 同左】

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

【注 2・3 同左】

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

【表 同左】

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

【注 2～4 同上】

【新設】

【新設】

管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

4 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「接続料原価」の欄を分けて記載すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

【表略】

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記

注 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。

【新設】

【新設】

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

【表 同左】

載すること。

様式第17の4の3 (第23条の9の3関係)

1 機能に係るレートベース

[表 略]

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。)

[注2・3 略]

[2 略]

3 他人資本費用

[表 略]

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。)

[注2～4 略]

[4・5 略]

6 自己資本費用

[表 略]

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。)

[注2・3 略]

[7・8 略]

9 利益対応税

[表 略]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定める

様式第17の4の3 (第23条の9の3関係)

1 機能に係るレートベース

[表 同左]

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[注2・3 同左]

[2 同左]

3 他人資本費用

[表 同左]

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[注2～4 同左]

[4・5 同左]

6 自己資本費用

[表 同左]

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[注2・3 同左]

[7・8 同左]

9 利益対応税

[表 同左]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと）に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[10 略]

11 利潤

[表 略]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと）に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同規則第13条第2項により算定する場合を除く。）。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤

項目	数値	備考
運転資本（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定におけるレートベース（単位：円）		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤をレートベースで除したもの（単位：円）		
利潤（単位：円）		

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成すること。

- 2 「運転資本」の項には、様式第17の4の7（レートベースの運転資本の算定）により算定された額を記載すること。
- 3 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

- 1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要
- [表 略]

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1条第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

[注2 略]

[10 同左]

11 利潤

[表 同左]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

[新設]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

- 1 データ伝送交換機能に係る需要
- [表 同左]

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

[注2 同左]

1の2 データ送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位：回線)	備考
需要		

注 「データ送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第

1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

1の3 データ送交換機能のSIMカード枚数単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位：枚)	備考
需要		

注1 「データ送交換機能のSIMカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料

規則第4条第1条第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料をいう。

2 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「需要」の欄を分けて記載すること。

2 MNP転送機能に係る需要

〔表 略〕

注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第3号に掲げる機能をいう。

3 SMS送交換機能に係る需要

〔表 略〕

注 「SMS送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第4号に掲げる機能をいう。

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 データ送交換機能の回線容量単位接続料

〔表 略〕

注1 「データ送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

〔注2～7 略〕

1の2 データ送交換機能の回線数単位接続料

	数値
原価 (単位：円)	
利潤 (単位：円)	
需要 (単位：回線)	
接続料単価	
備考	

〔新設〕

〔新設〕

2 MNP転送機能に係る需要

〔表 同左〕

注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。

3 SMS送交換機能に係る需要

〔表 同左〕

注 「SMS送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第4号に掲げる機能をいう。

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 データ送交換機能の接続料

〔表 同左〕

注1 「データ送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

〔注2～7 同左〕

〔新設〕

注 1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 2 号に掲げる部分の接続料をいう。

2 「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除いたものを記載すること。また、「接続料単価」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。

3 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行っている場合には、その理由及び実際にを行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

1 の 3 データ伝送交換機能の SIM カード枚数単位接続料

	数値
原価 (単位：円)	
利潤 (単位：円)	
需要 (単位：枚)	
接続料単価	
備考	

注 1 「データ伝送交換機能の SIM カード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料をいう。

2 SIM カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。

3 「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除いたものを記載すること。

4 費用の発生の態様ごとに原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行っている場合には、その理由及び実際にを行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

2 MNP 転送機能の接続料

【表 略】

注 1 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる機能をいう。

【注 2～6 略】

3 SMS 伝送交換機能の接続料

【表 略】

注 1 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる機能をいう。

【注 2～6 略】

【新設】

2 MNP 転送機能の接続料

【表 同左】

注 1 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

【注 2～6 同左】

3 SMS 伝送交換機能の接続料

【表 同左】

注 1 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

【注 2～6 同左】

<p>〔4 略〕</p> <p>様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)</p> <p>〔表 略〕</p>	<p>〔4 同左〕</p> <p>様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)</p> <p>〔表 同左〕</p>
<p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。</p> <p>〔注2～4 略〕</p> <p>5 「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料(同項第3号に掲げる部分について、同規則第13条第2項により算定する場合には、当該接続料を除く。)ごと、同項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合において、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を記載すること。</p> <p>様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)</p> <p>〔表 略〕</p>	<p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。</p> <p>〔注2～4 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>様式第17の4の7 (第23条の9の3関係)</p> <p>〔表 同左〕</p>
<p>注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。</p> <p>〔注2 略〕</p> <p>3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、同様式表2の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)及び同様式表2の3(データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出)の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。なお、同規則第13条第2項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した欄記部分を除く全体に付した傍線は右記である。</p>	<p>注1 「音声伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。</p> <p>〔注2 同左〕</p> <p>3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2(データ伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。</p>

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

3 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている二種指定設備設置事業者は、同条の規定に基づき、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。ただし、この省令の施行の際、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。

○第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 略</p> <p>第五章 接続料の計算等（第十六条）</p> <p>〔附則 略〕</p> <p>第四条 略</p> <p>〔一～四 略〕</p> <p>2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの</p> <p>二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）</p> <p>三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの</p> <p>（接続料の原価及び利潤）</p> <p>第六条 接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。</p> <p>2 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうものとする。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>（第二種指定設備管理運営費の算定）</p> <p>第七条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（他人資本費用）</p> <p>第八条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 同上</p> <p>第五章 精算（第十六条）</p> <p>〔附則 同上〕</p> <p>第四条 同上</p> <p>〔一～四 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（接続料の原価及び利潤）</p> <p>第六条 接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設備管理運営費とする。</p> <p>2 接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうものとする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>（第二種指定設備管理運営費の算定）</p> <p>第七条 第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（他人資本費用）</p> <p>第八条 第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。</p>

〔式略〕

2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

〔式略〕

〔3・4 同上〕

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \frac{\text{対象設備等の第二種指定設備管理運} \times \text{第四第一項各号に掲げる機能の提供から} \times \text{当該機能に係る接続料の収納までの平均的} \times \text{営業費(減価償却相当額を除く。)} \times \text{及び租税公課相当額を除く。)} \times \text{な日数}}{\text{な日数}}$$

三百六十五日

〔6・9 同上〕

(自己資本費用)

第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式略〕

〔2・4 同上〕

(利益対応税)

第十条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2・4 同上〕

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔2・4 同上〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一 第四条第二項第一号 回線容量

二 第四条第二項第二号 回線数

三 第四条第二項第三号 SIMカードの枚数

〔式 同上〕

2 第四条各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔3・4 同上〕

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{運転資本} = \frac{\text{対象設備等の第二種指定設備管理運} \times \text{第四各号に掲げる機能の提供から} \times \text{当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数} \times \text{営業費(減価償却相当額を除く。)} \times \text{及び租税公課相当額を除く。)} \times \text{な日数}}{\text{な日数}}$$

三百六十五日

〔6・9 同上〕

(自己資本費用)

第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2・4 同上〕

(利益対応税)

第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2・4 同上〕

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔2・4 同上〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

一 接続料の原価は、SIMカードの調達費用に、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用として合理的に算定したものを加えたものとする。

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るリースで除いたものを乗じたものとする。

$$\frac{\text{SIMカードの提供からこれに係る接続料の収益までの平均的な日数}}{\text{運転資本（前号の調達費用）}} \times \text{均的な日数}$$

三五六十五日

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

第十四条 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 接続料の計算等

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、

第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、

〔新設〕

第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 精算

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

〔新設〕

他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料については、前項の規定は適用しない。

「新設」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新接続料規則第四条第二項第三号に掲げる区分に係る接続料については、新接続料規則の規定は、平成三十年四月一日以降の接続料から適用する。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（卸電気通信役務の提供に関する報告）</p> <p>第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、対象卸電気通信役務（当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものに限る。）の卸電気通信役務（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を電気通信事業者（当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの（その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇十 略〕</p> <p>十一 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システム（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。）の機能、料金その他の提供条件</p> <p>十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード（第十条に規定するSIMカードをいう。）の種類、機能、料金その他の提供条件</p> <p>十三 〔略〕</p> <p>十四 〔略〕</p> <p>〔二〇七 略〕</p>	<p>（卸電気通信役務の提供に関する報告）</p> <p>第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該伝送路設備を用いる電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものに限る。）（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のもの（以下「卸先電気通信事業者」という。）に対して、卸電気通信役務の提供の業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇十 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十一 〔同上〕</p> <p>十二 〔同上〕</p> <p>〔二〇七 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則第四条の五の規定により報告を行っている電気通信事業者は、同条の規定に基づき、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の五第一項第十一号及び第十二号に定める事項を新報告規則の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第十一号及び第十二号に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りではない。

○平成二十八年総務省告示第七七号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（開示される情報）

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。第五号において同じ。）の提供に用いられる、役務利用管理システム（施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。以下同じ。）に関する情報

四 ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報

五 当該電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務に用いられる、役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加又は変更に関する情報

六 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。）第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要がある機能に係る取得すべき金額であつて、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するもの見込みの額に関する情報

七 特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報

八 接続料規則第四条第一項各号に掲げる機能の接続料について、原価（接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。）に利潤（接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。）を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要（接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。）の対前算定期間比に関する情

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（開示される情報）

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者（第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備により提供されるものに限る。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム、SIMカード又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験又はふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

報

(開示の方法)

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

〔一 略〕

二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号、第七号及び第八号に掲げる情報は開示の請求があつた者に限り開示するものとする。

〔三 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(開示の方法)

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

〔一 略〕

二 前条第一号及び第二号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号に掲げる情報は開示の請求があつた者に限り開示するものとする。

〔三 同上〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

改定後	改定前
<p>目次</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項</p> <p>【ア～オ 略】</p> <p>カ 障害情報の提供</p> <p>5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO</p> <p>(1) 電波法第27条の13第4項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>1) 卸電気通信役務の提供による場合</p> <p>【略】</p> <p>第二種指定電気通信設備（事業法34条第1項に基づき、平成14年総務省告示第72号²により総務大臣が指定した設備）を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、<u>事業法第38条の2に基づき</u>、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（特定の卸電気通信役務²について、当該MNOの特定関係法人²であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。）²を総務大臣に届け出なければならない（これらを変更等するときも同様）²。</p> <p>【略】</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づく一般的規律</p> <p>【略】</p> <p>また、<u>MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を</u></p>	<p>目次</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項</p> <p>【ア～オ 同左】</p> <p>【新設】</p> <p>5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO</p> <p>(1) 電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行</p> <p>2 電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの間の関係</p> <p>1) 卸電気通信役務の提供による場合</p> <p>【同左】</p> <p>第二種指定電気通信設備を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（特定の卸電気通信役務²について、当該MNOの特定関係法人²であるMVNO（その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。）²を総務大臣に届け出なければならない（これらを変更等するときも同様）（<u>事業法第38条の2</u>）²。</p> <p>【同左】</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>ア 事業法第32条に基づく一般的規律</p> <p>【同左】</p>

行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

【(イ)～(カ) 略】

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

（ア）接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的な内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで²⁴及び平成29年総務省告示第37号²⁵に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第34条第4項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第34条第5項に基づき、当該接続約款を公表²⁶する義務を負う。

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【(イ)～(カ) 同左】

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第34条第2項）とともに、当該接続約款を公表²⁷する義務を負う（事業法第34条第5項）。また、二種指定事業者の定める接続約款が次の①～⑧に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第34条第3項）

① 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号イ）

② 総務省令で定める機能ごとの二種指定事業者が取得すべき金額が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ロ）

③ 二種指定事業者及びこれと他の電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ハ）

④ 電気通信業務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ニ）

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき（事業法第34条第3項第1号ホ）

⑥ 二種指定事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき²⁴（事業法第34条第3項第2号）

⑦ 接続条件が、二種指定事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき（事業法第34条第3項）

[削除]

(イ) 標準的接続箇所

事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第 2 3 条の 9 の 4 に規定されている。

(ウ) アンバンプル機能等

事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第 4 条第 1 項に規定されている。

ア) 基本的な考え方

二種接続料規則第 4 条第 1 項に定める機能について、a のとおり「アンバンプル²²等の判断基準」を定めるとともに、イ) のとおり「アンバンプル機能」を定め、ウ) のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

[略]

[a・b 略]

イ) アンバンプル機能

「アンバンプル機能」には、二種接続料規則第 4 条第 1 項各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

[略]

【ウ) 略】

(エ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号ホの「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事項」は、事業法施行規則第 2 3 条の 9 の 5 に規定されている。また、同条第 1 項第 1 号イ

第 3 号)

⑧ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものとき(事業法第 3 4 条第 3 項第 4 号)

なお、MNO が接続に際し、MVNO に対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

[新設]

(ア) アンバンプル機能等

ア) 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まり、アンバンプル²²を巡る紛争事案が発生する中で、二種指定事業者は、総務省令で定める機能(アンバンプル機能)ごとの接続料を接続約款に定めなければならないとされていること(事業法第 3 4 条第 3 項第 1 号ロ)等を踏まえ、a のとおり「アンバンプル等の判断基準」を定めるとともに、イ) のとおり「アンバンプル機能」を定め、ウ) のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

[同左]

[a・b 同左]

イ) アンバンプル機能

「アンバンプル機能」には、二種接続料規則第 4 条各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

[同左]

【ウ) 同左】

[新設]

(1)の「他事業者との接続箇所がある二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的内容は、平成28年総務省告示第107号²⁰(以下「二種情報開示告示」という。)に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

ア) 頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、工事あたりの単金を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事あたりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 役務利用管理システム又はSIMカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第2条第5号に基づき、MVNOの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、MVNO側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

(オ) 接続料の算定

【削る】

【削る】

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成28年総務省告示第110号²⁰に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項各号に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「2 電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

【削る】

(イ) 接続料の算定方法

ア) 基本的な考え方

a 算定方法に関する考え方を示す目的

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づく接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。

総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解

架に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7まで及び平成29年総務省告示第37号に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。

[削る]

b 対象となる接続料

(イ)に示す考え方は、(ア)イ)の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

[削る]

c 接続料の構成

(a) 接続料は、機能に係る接続料原価（二種指定設備管理運営費）及び利潤（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を加えた額）の合計額を当該接続料原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定められる（二種接続料規則第11条第1項）。

(b) 音声伝送交換機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理したものを事業法施行規則様式第17の4の5により提出するものとしてしている。

① 二種指定端末系交換設備

② 二種指定中継系伝送路設備

③ 二種指定中継系交換設備

④ 二種指定中継系交換設備間の伝送路設備

⑤ 二種指定端末系無線基地局

⑥ 二種指定端末系無線基地局と二種指定端末系交換局間の伝送路設備

⑦ 信号用伝送路設備

⑧ 信号用中継交換機

⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局

⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備

⑪ 設備への帰属が認められないもの

[削る]

[削る]

d 接続料の算定期間

接続料原価及び利潤の算定期間は、原則として1年とする（二種接続料規則第6条第3項）。接続料の算定は、算定期間に係る実績値を基に行う。

e 用語

(イ)において使用する次の①から⑳までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）第4条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第1（勘定科目表）及び別表第2（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

- ① 固定資産
- ② 投資その他の資産
- ③ 貯蔵品
- ④ 負債
- ⑤ 社債
- ⑥ 借入金
- ⑦ 純資産
- ⑧ 営業費用
- ⑨ 営業費
- ⑩ 運用費
- ⑪ 施設保全費
- ⑫ 共通費
- ⑬ 管理費
- ⑭ 試験研究費
- ⑮ 研究費償却
- ⑯ 減価償却費
- ⑰ 固定資産除却費
- ⑱ 通信設備使用料
- ⑲ 租税公課
- ⑳ 営業外費用

[削る]

ア) 原価算定の3ステップ・プロセス

イ) 接続料原価

a 算定プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれ等の附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、原価は、a及びbに示す3ステップ・プロセスにより算定する。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

a 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

【(a)・(b) 略】

(c) ステップ3においては、トラヒック運動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

【(a)・(b) 略】

b データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（二種接続料規則第4条第2項第1号に掲げる部分に係る接続料）

【(a)・(b) 略】

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

【(a)・(b) 略】

c 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

【略】

接続料原価は、b及びcに示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

b 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

【(a)・(b) 同左】

(c) ステップ3においては、トラヒック運動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

【(a)・(b) 同左】

c データ伝送交換機能

【(a)・(b) 同左】

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを接続料原価とする。

【(a)・(b) 同左】

d 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として接続料原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

【同左】

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、原価には算入しない。

【略】

【削る】

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

【同左】

ク) 利潤

a 基本的な考え方

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とし、その算定に当たっては、時価ではなく、公開されている財務諸表に記載されている簿価を用いる。この場合において、貸借対照表の値は、期首末平均値を用いることとする(二種接続料規則第6条第2項後段)。

b 他人資本費用の計算

(a) 他人資本費用の額の計算は、二種接続料規則第8条及び平成28年総務省告示第110号(二種接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件。以下「二種接続料告示」という。)第2条において、次のとおり規定されている。

a) 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利率

b) 機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

機能に係るレートベース＝対象設備等の正味固定資産価額＋繰延資産＋投資

その他の資産＋貯蔵品＋運転資本

c) 対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

d) 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、それぞれ電気通信事業会計規則第5条第1項前段の規定に基づき作成される貸借対照表に記載されたものうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものの額並びに貸借対照表に記載された貯蔵品の額を基礎として算定する。

e) 運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

運転資本＝対象設備等の第二種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)×(機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数/365日)

f) 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

g) 他人資本比率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利率並びに有利子負債以外の負債に対する利率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものである。

h) 有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の実績値を基礎として算定する。

i) 有利子負債以外の負債に対する利率相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値とする。

二種接続料告示第2条に基づき、当該値は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、3で除した値とする。

- ・原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
- ・原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日

(b) 他人資本比率の算定

「負債の額」及び「負債資本合計」は、ウ) a) 的基本的な考え方を踏まえ、貸借対照表上の「負債の額」及び「純資産の額」として計上されている簿価を用いることとし、時価を用いる算定は行わないこととする。

(c) 有利子負債の範囲

社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債と区別した区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内の期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

c 自己資本費用の計算

(a) 自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条及び二種接続料告示第3条において、次のとおり規定されている。

a) 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

イ) 利潤の算定に用いる資本構成比

二種接続料規則第8条第6項の他人資本比率、同令第9条第2項の自己資本比率等の、利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貸借対照表上の簿価を用いる。

ウ) 有利子負債の範囲

二種接続料規則第8条第7項における有利子負債の算定において、例えば、社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内の期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

[別添]

自己資本費用＝機能に係るシートベーン×自己資本比率×自己資本利益率

b) 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

c) 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下c)において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

d) βは、移動電気通信事業に係るリスク及び二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものととして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値とする。

二種接続料告示第3条に基づき、当該総務大臣が別に定める値は、接続料を算定する事業者の別に応じ、以下の方法により算定した値とする。

接続料を算定する事業者	算定の方法
株式会社NTTドコモ	<p>次の方法により算定したβ</p> $\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \overline{\Delta x})(\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$ $\Delta x_d = \frac{x_d - x_{dの前営業日}}{x_{dの前営業日}}$ $\overline{\Delta x} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{dsの要素数}$ $\Delta m_d = \frac{m_d - m_{dの前営業日}}{m_{dの前営業日}}$ $\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{dsの要素数}$ <p>ds：当該βを算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日</p>

	<p>x_d : 株式会社NTTドコモの東京証券取引所における株価の取引日 d の最終価格 (取引日から期待自己資本利益率算定年度の最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格)</p> <p>m_d : 東証株価指数の取引日 d の最終価格</p>
株式会社NTTドコモ以外の電気通信事業者	<p>次の方法により算定した β</p> $\beta = \frac{1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - r_0) \frac{D_{net}}{E_0}} \cdot \beta_0$ <p>D_{net} : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債 (有利子負債から現金及び預金を減じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。)</p> <p>E : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産</p> <p>T : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率</p> <p>D_{net0} : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債</p> <p>E_0 : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産</p> <p>T_0 : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率</p> <p>β_0 : 前項に掲げる株式会社NTTドコモの β</p>

上記算定に用いる、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ連続会計規則に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を2で除したものをを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認め

エ) リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

オ) 主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

【削る】

【削る】

カ) 音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第11条第3項では、「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種

められるもの（接続会計の貸借対照表上で社債、借入金及びリース債務に該当することが客観的に明らかに記載されたもの）に限る。

（b）リスクの低い金融商品の平均金利

リスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

（c）主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利

主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

d 利益対応税の計算

（a）利益対応税の額の計算は、二種接続料規則第10条において、次のとおり規定されている。

a) 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + (\text{機能に係るシートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率})) \times \text{利益対応税率}$$

b) 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

c) 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

エ) 需要

a 音声伝送交換機能

音声伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第12条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) 音声伝送交換機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は、ア) c (b) に掲げる設備区分ごとに、設備の使用の違いを考慮して算定される総通信時間とする。

【新設】

指定設備管理運営費の発生の様態を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑩までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。このとき、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

- ① 第二種指定端末系交換設備
 - ② 第二種指定中継系伝送路設備
 - ③ 第二種指定中継系交換設備
 - ④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
 - ⑤ 第二種指定端末系無線基地局
 - ⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
 - ⑦ 信号用伝送路設備
 - ⑧ 信号用中継交換機
 - ⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
 - ⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
 - ⑪ 設備への帰属が認められないもの
- キ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

【削る】

二種接続料規則第11条第2項では、「需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。」とされており、二種接続料規則第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

【削る】

【削る】

b データ伝送交換機能

データ伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第13条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) データ伝送交換機能の接続料が回線容量をその単位とすることから、その需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

c 番号ポータビリティ転送機能

番号ポータビリティ転送機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第14条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) 番号ポータビリティ転送機能の接続料が通信時間をその単位とすることから、その需要は総通信時間とする。

d ショートメッセージ伝送交換機能

ショートメッセージ伝送交換機能に係る接続料の単位（二種接続料規則第15条）を踏まえ、その需要は、次のとおりとする。

a) ショートメッセージ伝送交換機能の接続料が通信回数とその単位とすることから、その需要は総通信回数とする。

（ウ）接続料の精算方法

ア）精算に関する遡及時点

接続料の精算は、毎事業年度の会計を整理した場合において、当該会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、接続料の変更前後の差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡及して精算を行うものとされている（二種接続料規則第16条本文）。

しかしながら、相当の需要の増加等により、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料の精算については、算定期間の期首まで遡及して精算を行うものとされている（二種接続料規則第16条ただし書）。

この点については、当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。

イ）暫定値

算定期間の実績値に基づき接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、算定期間の期首までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定的な支払額として当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づき接続料を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づき接続料と暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づき接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づき接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとつてキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示す

ク）当年度精算

〔判る〕

〔判る〕

二種接続料規則第16条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

a 暫定値

ある算定期間の実績値に基づき接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定の年度を算定期間とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づき接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づき接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づき接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとつてキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示

するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

b 接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、MVNOの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

[削る]

るのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

[新設]

(エ) 標準的接続箇所

標準的接続箇所は、事業法施行規則第23条の9の4において、次のとおり規定されている。

ア) 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（主として音声伝送業務の提供に用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

イ) データ伝送交換機能に係るもの

第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備（他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトunnelプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送業務の提供に用いられるもの）に限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二八八メガチップのものを使用したデータ伝送業務の提供に用いられるルータを除く。）

ウ) シヨートメッセージ伝送交換機能に係るもの

第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(オ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な事項について接続約款に記載しなければならぬが、当該事項は、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号及び平成28年総務省告示第107号（電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）に定める次の①から⑩までの事項が該当

[削る]

する。

- ① MVNOが接続の請求等を行う場合の手続（情報の開示手続⁵⁵を含む）等
 - ② MVNOが接続に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関し行う場合における手続
 - ③ MVNOによる電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該MVNOの電気通信設備を用いて提供されるものに限る。以下（オ）において同じ。）の提供に用いられる、二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム（以下「業務システム」という。）若しくはSIMカードの提供又は特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続
 - ④ MVNOによる電気通信役務の提供に用いられる二種指定事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関してMVNOが負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの
 - ⑤ ふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのあるMVNOの利用者に対する説明その他の二種指定事業者及びMVNOがその利用者に対して負うべき責任に関する事項
 - ⑥ 重要通信の取扱方法
 - ⑦ MVNOが接続に関する請求及び二種指定事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式
 - ⑧ MVNOとの協議が調わないときの事業法第154条第1項若しくは第157条第1項のあっせん又は法第155条第1項若しくは第157条第3項の仲裁による解決方法
 - ⑨ 上記①から⑧までに掲げるもののほか、MVNOの権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
 - ⑩ 有効期間を定めるときは、その期間
- (カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）
- 二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある（事業法34条第7項）ため、次の①及び②に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

事業法第34条第7項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

・ 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

【ア～ウ 略】

エ MVNOによる端末の調達

【略】

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合には、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第7号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、MVNOから要望があった場合には、開示しなければならない。

【略】

【オ 略】

カ 障害情報の提供

昭和62年郵政省告示第73号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第4号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNOに通知しなければならない。

また、自身がMVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOにおいては、MNO等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

【脚注】

① 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

② 業務システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報

4) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

【ア～ウ 同左】

エ MVNOによる端末の調達

【略】

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合には、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

【同左】

【オ 同左】

【新設】

【脚注】

1～4 [略]	1～4 [同左]
5 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidssystem/law01_02.html	[新設]
6～9 [略]	5～8 [同左]
10～23 [略]	9～22 [同左]
24 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidssystem/law01_01.html	[新設]
25 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidssystem/law01_02.html	[新設]
26 [略]	23 [略]
[削る]	24 第二種指定事業者との接続にあっては、当該二種指定事業者の接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの）を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる（事業法第34条第3項第2号）。
	なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。
27、28 [略]	25、26 [同左]
29 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidssystem/law01_02.html	[新設]
30 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidssystem/law01_02.html	[新設]
31～37 [略]	27～33 [同左]
[削る]	34 期首末平均値とは、①原価及び利潤の算定期間の期末時点における貸借対照表の値と②原価及び利潤の前算定期間の期末時点における貸借対照表の値の平均値のこと。
[削る]	35 ①接続協議等に関する情報、②カーブエリア、③業務システム、SIMカード又はふくそう、事故等により二種指定事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報
38～68 [略]	36～66 [同左]
備考 傍線部分は改正部分。表中の「」の記載は注記である。	